

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		使用料の還付
根拠法令及び条項		新座市都市公園条例第26条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
所管部課係名		まちづくり未来部みどりと公園課公園係
審査基準	関係条項	新座市都市公園条例施行規則第17条第1項 条例第26条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところによる。 (1) 利用者の責めに帰さない事由により利用日前に管理者が許可を取り消し、利用日に当該許可に係る有料の公園施設を利用することができない場合 全額 (2) 利用者の責めに帰さない事由により利用日に管理者が許可を取り消し、当該許可に係る有料の公園施設の利用時間の3分の2を経過していない場合 全額 (3) 利用者の責めに帰さない事由により利用日に管理者が許可を取り消し、当該許可に係る有料の公園施設の利用時間の3分の2を経過している場合 半額 (4) 利用者が利用開始日の7日前までに利用の取消しを申請し、管理者の承認を受けた場合 半額
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (新座市都市公園条例施行規則第17条第1項により既に基準が言い尽くされている)
	参考事項	「責めに帰さない事由」とは、降雨・降雪・強風等のためグランドコンディション不良の場合、及び照明設備等の不良により施設利用に支障をきたす恐れのある場合、並びに施設の火災、天変地異等により施設利用が不可能となった場合等が考えられる。
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 10日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)